# いばらき高齢者プラン 21 推進委員会設置要項

#### 1 趣旨

介護保険制度の円滑な運営を図るとともに,高齢者保健福祉施策の一層の充実・強化を図るため, いばらき高齢者プラン 21 推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### 2 審議事項

委員会は次の事項について審議する。

- (1) いばらき高齢者プラン21の策定方針に関すること。
- (2) いばらき高齢者プラン 21 の原案に関すること。
- (3) いばらき高齢者プラン21の点検・評価及び推進に関すること。
- (4) その他必要事項

## 3 委 員

- (1) 委員は、別表に掲げる保健・医療及び福祉関係団体の代表者並びに学識経験者、保険者・被保険者の代表者等で構成する。
- (2) 委員の任期は、委嘱の日の属する年度を含め3年度間とする。ただし、再任を妨げない。 欠員が生じた場合、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### 4 委員長及び副委員長

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き,委員の中から選任する。
- (2) 委員長は,委員会を代表し,会務を掌理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### 5 会議

- (1) 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- (2) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができるものとする。

#### 6 事務局

委員会の事務局は、茨城県保健福祉部長寿福祉課に置く。

## 付則

この要項は、平成20年4月16日から施行する。

付目

この要項は、平成23年5月17日から施行する。

付則

この要項は、平成25年10月16日から施行する。

付則

この要項は、平成26年5月30日から施行する。

付則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要項は、平成27年6月22日から施行する。

付則

この要項は、平成28年2月1日から施行する。

付則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要項は、平成29年5月31日から施行する。

選出区分	団体等名称	職名	氏名
学識経験者	茨城県立健康プラザ	管理者	大田 仁史
	茨城大学	教 授	瀧澤 利行
	筑波技術大学	准教授	山脇 博紀
	聖徳大学	教 授	栗盛 須雅子
保健・医療 関係者	(一社)茨城県医師会	会 長	諸岡 信裕
	(公社)茨城県歯科医師会	会 長	森永 和男
	(公社)茨城県看護協会	会 長	相川 三保子
	(公社)茨城県栄養士会	会 長	政安 静子
	(一社)茨城県介護老人保健施設協会	会 長	小柳 賢時
	(公社)茨城県薬剤師会	会 長	根本 清美
	(一社)茨城県リハビリテーション専門職 協会	専務理事兼 地域包括ケア推進室長	斉藤 秀之
福祉関係者	特定非営利活動法人 茨城県ケアマネジャー協会	副会長	浅野 有子
	(社福)茨城県社会福祉協議会	常務理事	坂本 達保
	県南地域高齢者はつらつ百人委員会	委員長	寺野 紘
	(一社)茨城県福祉サービス振興会	常務理事	宇田川 真由美
	(一財)茨城県民生委員児童委員協議会	会 長	竹内 昌信
	茨城県老人福祉施設協議会	会 長	木村 哲之
	(一社)茨城県介護福祉士会	会 長	沼田 正人
	(一社)茨城県社会福祉士会	会 長	竹之内 章代
保険者	土浦市保健福祉部福祉事務所高齢福祉課	課長	佐野 善則
	ひたちなか市福祉部福祉事務所高齢福祉課 在宅医療・介護連携推進室	室 長	三村 眞理子
	東海村福祉部介護福祉課	課長	丸山 由美子
被保険者	茨城県女性団体連盟	副会長 (茨城県交通安全母の 会連合会長)	神戸 礼子
	(公財)茨城県老人クラブ連合会	会 長	伊藤 達也
	(一社)茨城県労働者福祉協議会	専務理事	日下部 好美
	(公社)認知症の人と家族の会茨城県支部	代 表	宮原 節子